

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 転出地市町村長から転入予定地市町村長への通知事項の保存期間に関する規定の整備

- 一 個人番号カードの交付を受けている者等が転出届をした場合において、当該転出届を受けた市町村長が当該転出届で届け出られた転入予定地市町村の長に通知する事項の保存期間について、当該通知があった日から、転出の予定年月日から三十日を経過した日までの期間とすること。（第二十四条の四関係）
- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 施行期日

この政令は、令和五年二月六日から施行するものとする。（附則関係）